

青森県報

第百二十一号

令和二年
二月十七日
(月曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定介護機関の所在地変更の届出……………(健康福祉課) ……一
- 右 同……………(同) ……一
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地変更の届出……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………(こどもみらい課) ……四

告 示

青森県告示第九十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分
〃	〃	有 限 会 社 メ デ ィ カ ポ ッ ト ク ス	有 限 会 社 メ デ ィ カ ポ ッ ト ク ス	名 称 居 宅 介 護 事 業 者 所 在 地 主 たる 事 務 所 在 地
南 津 軽 郡 大 字 鰐 館 一 の 一	南 津 軽 郡 大 字 鰐 館 一 の 一	南 津 軽 郡 大 字 鰐 館 一 の 一	南 津 軽 郡 大 字 鰐 館 一 の 一	居 宅 介 護 事 業 者 居 宅 介 護 事 業 類 種
調 剤 薬 局 蔵 館 店	調 剤 薬 局 蔵 館 店	調 剤 薬 局 蔵 館 店	調 剤 薬 局 蔵 館 店	名 称 居 宅 介 護 事 業 所 所 在 地
南 津 軽 郡 大 字 鰐 館 一 の 一	南 津 軽 郡 大 字 鰐 館 一 の 一	南 津 軽 郡 大 字 鰐 館 一 の 一	南 津 軽 郡 大 字 鰐 館 一 の 一	変 更 日 年 月 日
〃	〃	〃	〃	〃

青森県告示第九十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分
〃	〃	〃	〃	名 称 介 護 予 防 事 業 者 所 在 地 主 たる 事 務 所 在 地
南 津 軽 郡 大 字 鰐 館 一 の 一	南 津 軽 郡 大 字 鰐 館 一 の 一	南 津 軽 郡 大 字 鰐 館 一 の 一	南 津 軽 郡 大 字 鰐 館 一 の 一	介 護 予 防 事 業 類 種
調 剤 薬 局 蔵 館 店	調 剤 薬 局 蔵 館 店	調 剤 薬 局 蔵 館 店	調 剤 薬 局 蔵 館 店	名 称 介 護 予 防 事 業 所 所 在 地
南 津 軽 郡 大 字 鰐 館 一 の 一	南 津 軽 郡 大 字 鰐 館 一 の 一	南 津 軽 郡 大 字 鰐 館 一 の 一	南 津 軽 郡 大 字 鰐 館 一 の 一	変 更 日 年 月 日
〃	〃	〃	〃	〃

変更後	変更前
ボックスメディカ スライカ	ボックスメディカ スライカ
一館の 一添一	一館の 一添一
南津軽郡大 鰯町大字蔵	南津軽郡大 鰯町大字蔵
居宅療養 管理指導	居宅療養 管理指導
ファイ ン調剤薬局 松森町店	ファイ ン調剤薬局 松森町店
九の二 一	九の二 一
令和 元・〇・一	令和 元・〇・一

青森県告示第九十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分
ボックスメディカ スライカ	ボックスメディカ スライカ	介 護 予 防 事 業 者
一館の 一添一	一館の 一添一	主たる事務 所の所在地
南津軽郡大 鰯町大字蔵	南津軽郡大 鰯町大字蔵	介 護 予 防 事 業 所
居宅療養 管理指導	居宅療養 管理指導	類 事 業 の 種
ファイ ン調剤薬局 松森町店	ファイ ン調剤薬局 松森町店	名 称
九の二 一	九の二 一	所 在 地
令和 元・〇・一	令和 元・〇・一	変 更 日

青森県告示第百号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてそ

の例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名 称	主たる事務所 の所在地	居宅介護 事業の種 類	居宅介護事業者	名 称	所 在 地	廃 止 日
株式会社弘前 市薬剤師薬局 の	株式会社弘前 市薬剤師薬局 の	弘前市大字富 田三丁目一四 の一	居宅療養 管理指導	弘前市薬剤師 薬局土手町	弘前市大字土 手町一八一の 一	令和 元・二・三〇	
有限会社みち しり	有限会社みち しり	三戸郡三戸町 大字梅内字鬘 田一六六の二	〃	みちしり調剤 薬局	三戸郡三戸町 大字二日町一 の一	令和 元・二・三三	

青森県告示第百一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

介 護 予 防 事 業 者	名 称	主たる事務所 の所在地	介 護 予 防 事 業 所	名 称	所 在 地	廃 止 日
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

株式会社弘前市薬剤師薬局	弘前市大字富田三丁目一四の一	介護予防居宅療養管理指導	弘前市薬剤師薬局土手町	弘前市大字土手町一八一の二	令和二年三月
--------------	----------------	--------------	-------------	---------------	--------

青森県告示第百二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

令和二年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
保険調剤薬局ファーマシー	弘前市大字代官町九一の三	令和二年三月一日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円七十三銭